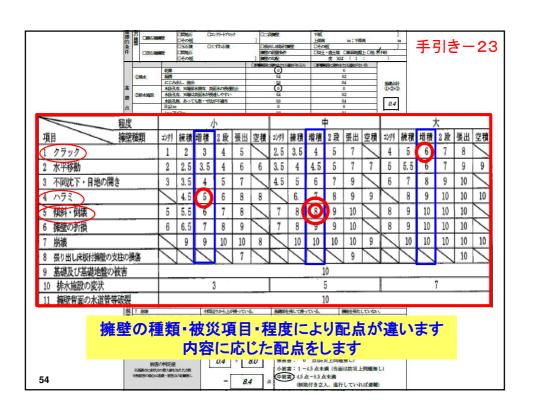
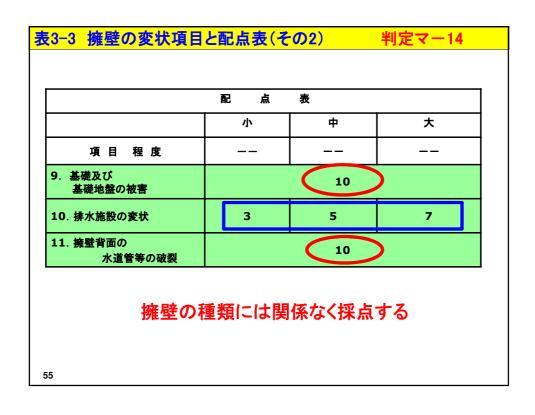


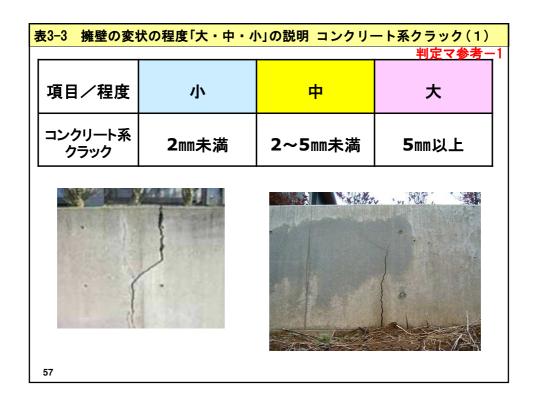
表3-3 擁壁(の変状項目と配点	表(その1)	判定マー13,14
	変状の程度「ブ	ト・中・小」 🥕 概要説明	
項目程度	小	中	大
1 . クラック (幅)	2mm未満のクラックはあるが、機能上の支障無し(コンクリート系擁壁の場合2mm未満)	2mm〜20mm (コンクリー ト系擁壁の場合2mm〜5mm)	20mm以上(コンクリート系擁 壁の場合 5mm以上)
2. 水平移動 (伸縮目地前後のずれ)	5mm未満の隙間(変位)が ある	5mm~50mmの隙間(変位) がある	50㎜以上の隙間(変位)がある
3. 不同沈下・目 地の開き(目地上 下・左右の開き)	5mm未満の目地上下のずれ 又は目地の開きがある	5mm~50mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある	50mm以上の目地上下のずれ又は目地の開きがあり、滑動、 転倒のおそれが有る
4. ハラミ (テンション ク ラック・ずれ・中抜け)	小規模のハラミ及び中ヌケ (積石が1~2個抜け落ちる)	宅盤にテンションクラッ ク無し。円弧すべりのお それ無し	宅盤にテンションクラック有 り。円弧すべりのおそれ有り
5. 傾斜・倒壊	擁壁が前面地盤に対し垂直 以下(コンクリート系擁壁 の場合:天端50mm未満の傾 斜)	擁壁が前面地盤に対し垂 直以上(コンクリート系擁 壁の場合:天端50mm以上 の傾斜)	擁壁が前傾・倒壊して、その 機能を失っているもの
6. 擁壁の折損 (横・斜めクラックから起き るもの。ハラんではいるが 曲線的でなく、クラックを 境に鈍角に折れている。)	クラックを境にわずかに角度をなしている(コンクリート系擁壁の場合クラックを境にわずかに前傾している)	クラックを境に明らかに 角度をなしており、抜け 石があり裏込めコンク リートが見える(コンク リート系擁壁の場合ク リックを境に前傾してい る)	一見して大であると判るもの。 (コンクリート系擁壁の場合 クラックを境に前傾している。 又は、1mmでも剪断破壊があ り、後傾している)

表3-3 擁壁(の変状項目と配点		判定マー13,14
	変状の程度「カ	大・中・小」の概要説明	
項目程度	小	中	*
7. 崩壊	中間辺りから上が滑ってい る	基礎部を残して滑ってい る	機能を果たしていない
8. 張出し床版付 擁壁 の支柱の損傷	支柱にひびが入っている	支柱とコンクリートがは がれて鉄筋が見えている	支柱の剪断破壊
9. 基礎及び基礎 地盤 の被害	大規 大規	見模な沈下やクラックが生じて	ている -
10. 排水施設の変 状	天端排水溝にずれ、欠損が ある。又は、天端背面、舗装 面にクラックが見られる	左に加え擁壁のクラック又 は、目地から湧水がある	水抜孔の詰まり、破損があり、 排水機能が失われている
11. 擁壁背面に水 道管 の破裂		破裂して水が流出している	
53			









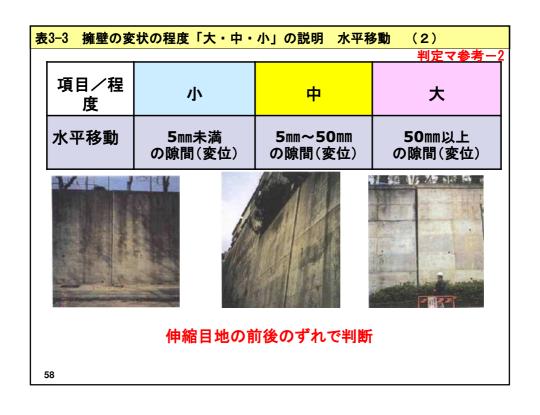


表3-3 擁壁の変	状の程度「大・中・	<mark>小」の説明 不同沈</mark>			
			判定マ参考ー3		
項目/程度	小	中	大		
不同沈下 /目地開き	5mm未満の 目地の上下ずれ 左右の開き	5mm〜50mmの 目地の上下ずれ 左右の開き	50mm以上の 目地の上下ずれ 左右の開き		
左右の開きを右の開きを右の開きを右の開きを右の開きを右の開きを右の開きを右の開きを					

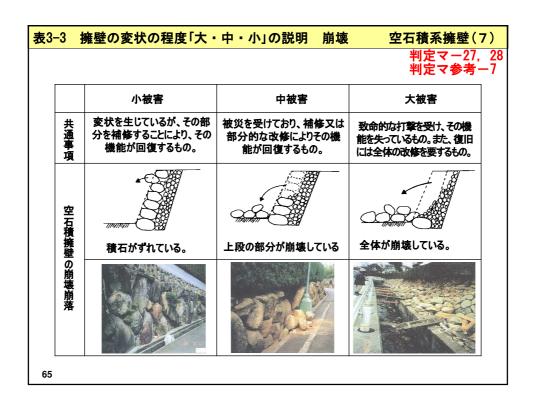
			判定マー2 判定マ参 ³
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部 分を補修することにより、その 機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は 部分的な改修によりその機 能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
ハラミ	申抜け 局部的なハラミ及び中抜け (積石が1~2個抜け落ちる)	宅盤にテンションクラック無し。 円弧すべりを認めず	宅盤にテンションクラック有り。 円弧すべりのおそれ有り

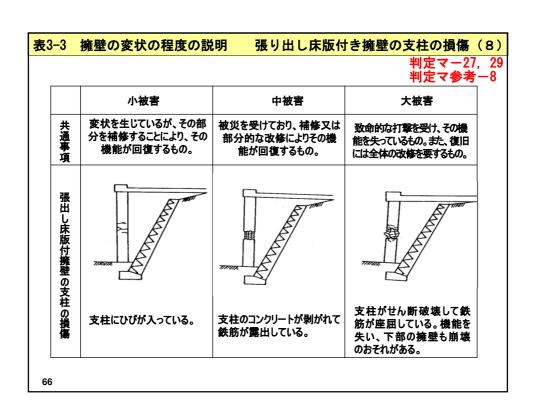


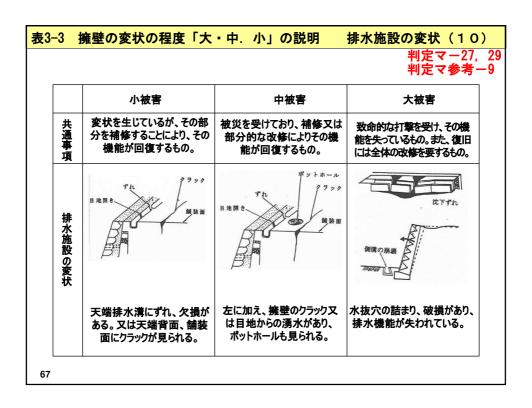


	.i. \.	+ +++	_ _ _
	小被害	中被害	大被害 ————————————————————————————————————
共通事項	変状を生じているが、その部 分を補修することにより、その 機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は 部分的な改修によりその機 能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧 には全体の改修を要するもの。
擁壁の折損 「			
コンクリート	クラックを境に上部がわずかに 前傾している。	クラックを境に折れて前傾し ている。	せん断破壊があり、後傾し ている。

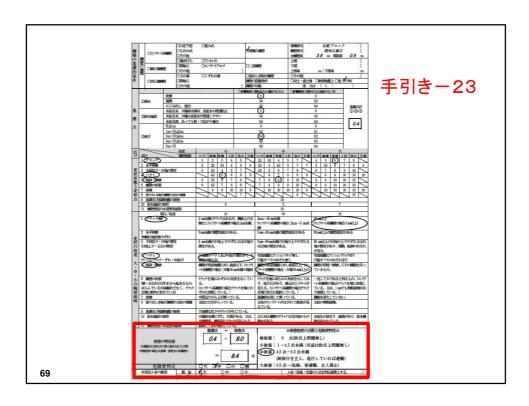
			判定マー27 判定マ参考
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部 分を補修することにより、その 機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は 部分的な改修によりその機 能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
崩壊	上部1/2程度まで滑り崩壊を 起こしている。	基礎部を残して滑り崩壊し ている。	基礎部を含めて全て崩壊している。機能を失っている。











所見の記入(その1)

手引き-3

①緊急度

- 大 → すぐに措置が必要である 交通が困難、家屋の崩壊、二次災害の危険性
- 中 → ある程度の日数は放置可能。やや交通困難、 財産の被害みられ、長期間の放置は危険
- 小 → ある程度の期間は放置可能。交通への支障 小、家屋被害小、構造物人命への危険なし。

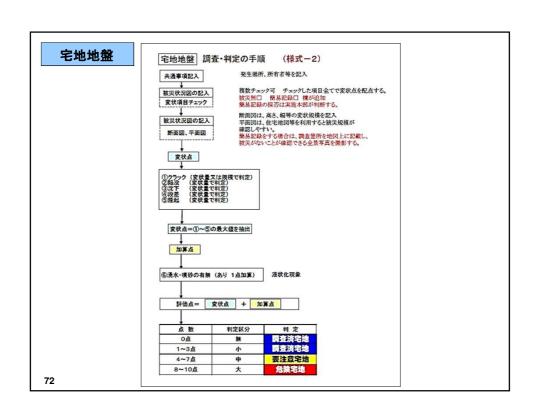
②拡大の見込み

「拡大の見込み」の有無は、 危険度の評価、緊急度、現場の状況…etc 総合的に勘案して「評価」する。

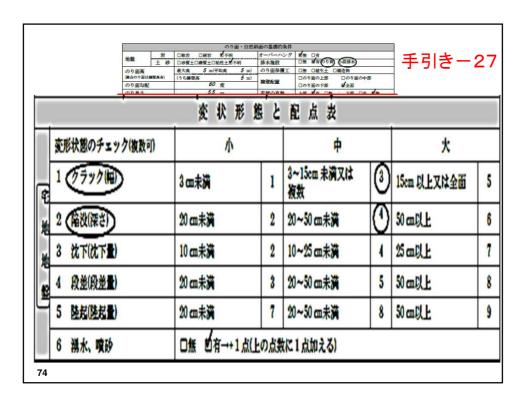
Part IV: 宅地地盤・のり面の調査票



H16新潟県中越地震の被害



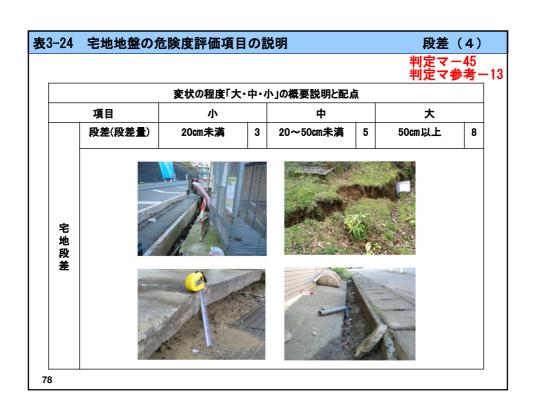
			のり面・自然	は面の	基礎的条件				
地盤	岩	口軟岩 口	硬岩 ▼不明	オー	バーハング				
Aline	土砂		實土口站性土色不明		水施設			利 (段標本)	
のり面高 複合のり面は			5 m(罕均高 5 m)	0	り面保護工			口構造物	
のり面勾責		(うち篠壁高	5 m)	擦	验配置	口のり面の		□のり面の中部 ☑全面	
のり長さ	_		5.5 m	家	屋の有無	THE N			
			変 状 形 題	3	NC AX	ZZ.			
変形状	大態のチェック	7(被数可)	小			中		大	
	ラック相		3 m未満	1	3~15cm 未 複数	満又は	3	15cm 以上又は全面	5
2 (高波(深さ)		20 cm未満	2	20~50 cm	-	(1)	50 cmF/L I:	6
76	た下(沈下重)		10 cm未満	2	10~25 cm		4	25 cm (1) ±	7
16	交差(段差量)		20 cm未満	3	20~50 cm	-	5	50 cmPLL	8
700	を起(除起量)		20 cm未満	7	20~50 cm s		8	50 cm E/L E	9
- 2	美水、噴砂		□無 図有→・1点(上)	100					
	大館のチェック	7 (Mr Brill)	Λ.		- Indiana	ф		大	
	ラック(幅)		3 四未満又は単数	1	3~15 cm s	英又は複	2	15 cm以上又は全面	3
2 ^	ラミ(隆起量)		10 cm未満	3	10~30 cm 5	調	4	30 cm E/L E	5
3 #	リー後食		クラックなどが誘因 となって順適による 没食が現れはじめた 段階。	6	のり面のま に陥没する していると がるおそれ	など放置 被害が広	7	調穴状や滝壺状にガ リーが進展して家屋 の基礎やのり面等の 下側に被害を及ぼす ような状態。	8
o 1)	落・崩壊		部分的な表層すべ り、又はのり面上部 の小崩壊。	7	表現する。またな状するまで、またのまでの、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	れたよう と置すると Sそれのあ ははのり面 場壊。	8	全面的なすべり崩壊 で、さらに拡大の、 それがあるもの、 はのり面底部を含む 全崩壊。	9
	り面保護工の 植生工は除く		例えば、のり枠の間 詰め陥没。又はコン クリートナンミンク すかにテンミられるが 吹付エのずれは認め られない程度。	7	例えば、の 分かりの クラック 没・ずれが れる。	、又はコ ・吹付工の 部分で陥	8	例えば、のり枠の浮 上り破壊。又はコのラ ス全額が露出し、コ ンクリート吹付出し、面に も破損が見受けられ	9
斜	水施設の変状		天曜排水溝にずれ、 欠損がある。又は、天 増青面、舗装面にク ラックが見られる。	3	からの満木	又は日地	5	排水溝が破断化下す るなど、排水機能が 失われている。	7
1 0)	り面内の水道質 水、落石・転		破裂して水が流出して 口無 口有→+1 点(上6			e)			8
03460	水、移台。整 被害/申请)C製以5/0碳水塘 //概分3基础。被 在險度料	・値 を加えた点数 的なの必動物し	5 口大 幺中 口小	A	無被害 小被害 中被害	☆被審程 0 点版 1~3点表 4~7点時	b炎上 (当面 限什:	(数と危険度判定☆ 問題無し) は防災上問題無し) き立入。進行していれば差 要避難、立入禁止)	Ma)
-	TO MARKE	緊急度	口大 19/4 口/	N				3点を判断基準とする。)
	記入者の創題 の場合は現場をし	拡大の見込	2 * 0* 0*	明新不	可 (債金				-







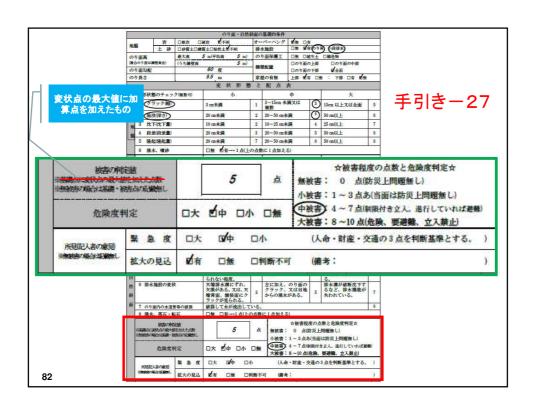










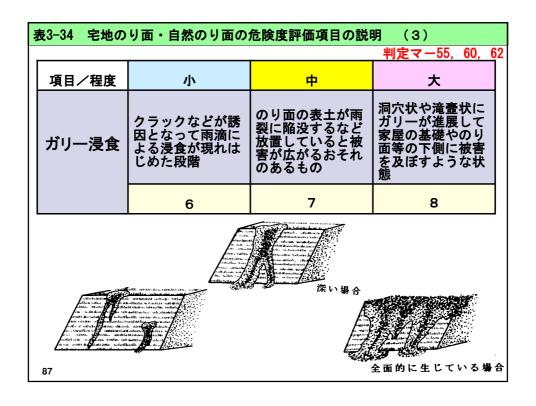




3	変形状態のチェック(複数可)	小		中		大	
	1 クラック(幅)	3 cm未満又は単数	1	3~15 cm未満又は複数	2	15 cm以上又は全面	3
	2 ハラミ(隆起量)	10 cm未満	3	10~30 cm未満	4	30 cm以上	5
1	3 ガリー浸食	クラックなどが誘因 となって雨滴による 浸食が現れはじめた 段階。	6	のり面の表土が雨裂 に陥没するなど放置 していると被害が広 がるおそれのあるも の。	7	洞穴状や滝壺状にガ リーが進展して家屋 の基礎やのり面等の 下側に被害を及ぼす ような状態。	8
	滑落)崩壊	部分的な表層すべり、又はのり面上部 の小崩壊。	7	表層すべりが進んで えぐり取られたよう な状態。放置すると 拡大するるとれるものあるもの、での崩壊。	8	全面的なすべり崩壊 で、さらに拡大のお それがあるもの、又 はのり面底部を含む 全崩壊。	9
	5 のり面保護工の変状 (植生工は除く)	例えば、のり枠の間 詰め陥没。又はコン クリート吹付エにわ ずかにテンションク ラックがずれる認 吹付エない程度。	7	例えば、のり枠の部 分的な破損。又はコ ンクリート吹付工の クラック部分で陥 没・ずれが見受けら れる。	8	例えば、のり枠の浮 上り破壊。又はエのシ クリートで付出のラス金網が露出し、面に ンクリー様が見受けられ る。	9
	6 排水施設の変状	天端排水溝にずれ、 欠損がある。又は、天 端背面、舗装面にク ラックが見られる。	3	左に加え、のり面の クラック、又は目地 からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下す るなど、排水機能が 失われている。	7
	7 のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出して	いる。				8

表3-34 宅地のり面・自然のり面の危険度評価項目の説明 (1) 判定マー53, 62 項目/程度 小 中 大 クラック (幅) 3cm未満又は単数 3~15cm又は複数 15cm以上又は全面 3







長3-34 宅地の	り面・自然のり面の	の危険度評価項目の説	明 (4) 判定マー56, 60, 62				
項目/程度	小	中	大				
滑落•崩落	部分的な表層す べり、又はのり 面上部の小崩壊	表層すぐりがれた りいいではないないではないできるとないでするとができる。 でようと拡大するできるとができるとができる。 はののりでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	全面的なすべり崩 壊で、さらに拡大 のおそれがある底 の、を含む全崩壊				
	7	8	9				
7 8 9							

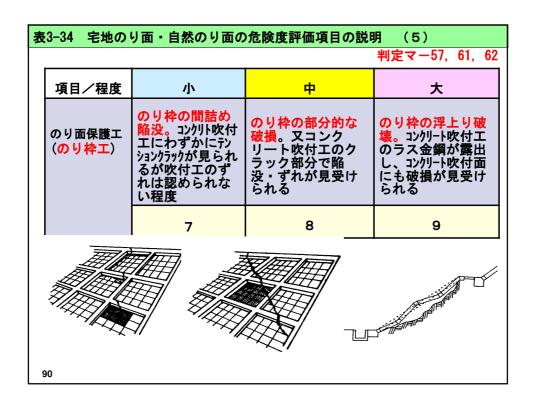


表	3-34 宅地の	り面・自然のり面の	危険度評価項目の説明	明 (5)			
				判定マー57, 61, 62			
	項目/程度	小	中	大			
	のり面保護工 (コンクリート吹付工)	のり枠の間詰め 陥没。コンケリト吹付 エにわずかにテン ションケラッケが見られ るが吹付エのず れは認められな い程度	のり枠の部分的な 破損。又コンク リート吹付エのク ラック部分で陥 没・ずれが見受け られる	のり枠の浮上り破壊。コングリート吹付エのラス金鋼が露出し、コングリート吹付面にも破損が見受けられる			
		7	8	9			
ç	91						



表	3-34 宅地の	り面・自然のり面の)危険度評価項目の説	明(6)			
				判定マー58, 61, 62			
	項目/程度	小	中	大			
	排水施設 の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる	左に加え、のり面の クラック、又は目地 からの湧水がある	排水溝が破断沈下 するなど、排水機能 が失われている			
		3	5	7			
オットホール フラック 日地開き 北下ずれ							
9	3			接続不良			



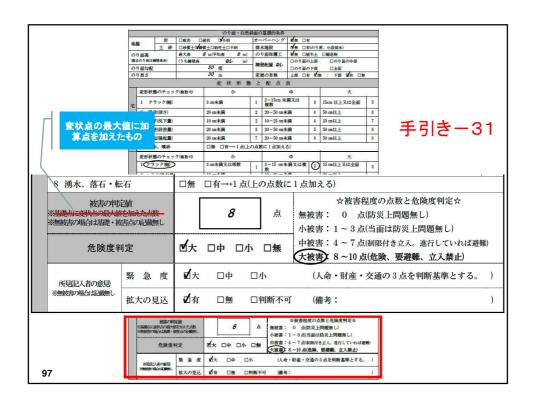


表3-46 のり面の被害の判定 判定マー63

被害の評価点 = 1~7の最大点 + 8の加算点

表3-46 のり面の危険度判定区分

点 数	判定 区分	判 定
0 点	無	防災上の問題はない。(宅地のり面のみ) 調査済宅地
1~3点	小	変状は見られるが当面は防災上の問題はない。 調査済宅地
4~7 点	中	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限する など十分注意する。また、変状が進行していれば避難も必要。 要注意宅地
8~10 点	大	変状等が特に顕著で危険である。避難立入禁止措置が必要。 危険宅地







- 判定ステッカー
- その他



H16新潟県中越地震の被災宅地相談窓口





公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会